

石川県公報

平成24年12月4日(火曜日)

号外

(第78号)

目次

選挙管理委員会

衆議院小選挙区選出議員選挙(石川県第1区)における選挙の開票事務及び選挙会事務	1
衆議院議員総選挙における選挙長、選挙分会長及びその職務を代理すべき者の選任	1
最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務を代理すべき者の選任	2
最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙の様式	2
最高裁判所裁判官国民審査の点字投票用紙の様式	2
衆議院議員総選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	3
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙事務所等に関する届出、選挙公報の掲載等に関する申請及び候補者の選挙運動に関する収支報告書等の受付場所	3
衆議院小選挙区選出議員選挙において市町の選挙管理委員会が設置するポスター掲示場に候補者がポスターの掲示をすることができる日	3

衆議院小選挙区選出議員選挙

石川県第1区選挙長

衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の届出その他の事務を行う場所	4
------------------------------------	---

衆議院小選挙区選出議員選挙

石川県第2区選挙長

衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の届出その他の事務を行う場所	4
------------------------------------	---

衆議院小選挙区選出議員選挙

石川県第3区選挙長

衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の届出その他の事務を行う場所	4
------------------------------------	---

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第77号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙(石川県第1区)において、当該選挙の開票事務と選挙会事務を併せて行わないこととしたので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第79条第2項の規定により告示する。

平成24年12月4日

石川県選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第78号

平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第75条第3項の規定により選挙長及び選挙分会長を、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第80条第1項の規定によりそれらの者の職務を代理すべき者をそれぞれ次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

平成24年12月4日

石川県選挙管理委員会

1 衆議院小選挙区選出議員選挙

区分	選挙長		選挙長の職務を代理すべき者	
	住所	氏名	住所	氏名
石川県第1区	石川県白山市鶴来大国町西671番地	小堀幸穂	石川県七尾市所口町へ部2番地1	青木哲雄
石川県第2区				
石川県第3区				

2 衆議院比例代表選出議員選挙

区分	選挙分会長		選挙分会長の職務を代理すべき者	
	住所	氏名	住所	氏名
石川県選挙分会	石川県金沢市田上新町21番地	今村良栄	石川県河北郡津幡町字庄口3番地11	寺西義行

石川県選挙管理委員会告示第79号

平成24年12月16日執行の最高裁判所裁判官国民審査において、最高裁判所裁判官国民審査法(昭和22年法律第136号)第27条第2項の規定により審査分会長を、最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和23年政令第122号)第16条において準用する公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第80条第1項の規定により審査分会長の職務を代理すべき者をそれぞれ次のとおり選任したので、告示する。

平成24年12月4日

石川県選挙管理委員会

区分	審査分会長		審査分会長の職務を代理すべき者	
	住所	氏名	住所	氏名
石川県審査分会	石川県珠洲市飯田町13部92番地	今井欽次	石川県七尾市所口町へ部2番地1	青木哲雄

石川県選挙管理委員会告示第80号

平成24年12月16日執行の最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙の様式を、次のとおり定めた。

平成24年12月4日

石川県選挙管理委員会

	<p style="text-align: right;">×を 書か く欄</p> <p style="text-align: right;">裁 判 官 の 名</p>	<p style="text-align: center;">(注意) 一 やめさせた方がよいと思つては、 その名の上の欄に×を書くこと。 二 やめさせなくてよいと思つては、 裁判官については、 何にも書かないこと。</p>	<p style="text-align: right;">平成二十四年執行 最高裁判所裁判官 国民審査投票</p> <p style="text-align: right;">会理選石 委挙川 印員管県</p>
--	--	--	--

石川県選挙管理委員会告示第81号

平成24年12月16日執行の最高裁判所裁判官国民審査の点字による投票を行う場合の投票用紙の様式を、次のとおり定めた。

平成24年12月4日

石川県選挙管理委員会

平成二十四年執行
最高裁判所裁判官
国民審査投票

会理選石
委拳川
印員管県

石川県選挙管理委員会告示第82号

平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定による選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成24年12月4日

石川県選挙管理委員会

選挙名	衆議院小選挙区選出議員選挙	衆議院比例代表選出議員選挙
日 時	平成24年12月4日 午後5時30分	平成24年12月6日 午後2時
場 所	石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁	石川県選挙管理委員会室（行政庁舎5階）

石川県選挙管理委員会告示第83号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙事務所等に関する届出、選挙公報の掲載等に関する申請及び候補者の選挙運動に関する収支報告書等に関する提出は、次の場所で受け付ける。

平成24年12月4日

石川県選挙管理委員会

期 日	受 付 場 所
平成24年12月4日	石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁 1105会議室（行政庁舎11階）
平成24年12月5日以降	石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁 総務部地方課（行政庁舎5階）

石川県選挙管理委員会告示第84号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により市町の選挙管理委員会が設置するポスター掲示場に、候補者がポスターの掲示をすることができる日を平成24年12月4日からと定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成24年12月4日

石川県選挙管理委員会

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第 1 区選挙長

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第 1 区選挙長告示第 1 号

平成 24 年 12 月 16 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第 1 区における候補者の届出の受理その他の事務は、次の場所において行う。

平成 24 年 12 月 4 日

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第 1 区
選挙長 小堀 幸穂

期日	受付場所
平成 24 年 12 月 4 日	石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地 石川県庁 1105 会議室 (行政庁舎 11 階)
平成 24 年 12 月 5 日以降	石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地 石川県庁 総務部地方課 (行政庁舎 5 階)

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第 2 区選挙長

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第 2 区選挙長告示第 1 号

平成 24 年 12 月 16 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第 2 区における候補者の届出の受理その他の事務は、次の場所において行う。

平成 24 年 12 月 4 日

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第 2 区
選挙長 小堀 幸穂

期日	受付場所
平成 24 年 12 月 4 日	石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地 石川県庁 1105 会議室 (行政庁舎 11 階)
平成 24 年 12 月 5 日以降	石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地 石川県庁 総務部地方課 (行政庁舎 5 階)

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第 3 区選挙長

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第 3 区選挙長告示第 1 号

平成 24 年 12 月 16 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第 3 区における候補者の届出の受理その他の事務は、次の場所において行う。

平成 24 年 12 月 4 日

衆議院小選挙区選出議員選挙石川県第 3 区
選挙長 小堀 幸穂

期日	受付場所
平成 24 年 12 月 4 日	石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地 石川県庁 1105 会議室 (行政庁舎 11 階)
平成 24 年 12 月 5 日以降	石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地 石川県庁 総務部地方課 (行政庁舎 5 階)